

# 公募型プロポーザル説明書

令和8年5月26日公告

地方独立行政法人神奈川県立病院機構  
本部事務局

次のとおり公募型プロポーザルを行います。

令和8年5月26日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構  
本部事務局

このプロポーザル公告兼公募型プロポーザル実施要領は、次に掲げる法令のほか、このプロポーザルに参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）
- (4) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構における会計規程、会計実施規程、契約事務取扱規程

このほか、このプロポーザルに係る詳細な手続きについては、神奈川県が作成した「プロポーザル方式事務要領」及び「地方独立行政法人神奈川県立病院機構入札実施要領」を準用する。

# 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員定着及びエンゲージメント向上に係る 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）において、職員定着及びエンゲージメント向上に係る業務を受託する事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めることを目的とします。

## 2 委託業務の名称

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員定着及びエンゲージメント向上に係る業務委託

## 3 委託業務の内容

別添「地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員定着及びエンゲージメント向上に係る業務委託仕様書」のとおり

## 4 委託料上限額

12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 受託候補者の選定

受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。受託を希望する者は、このプロポーザルに参加し、以下のとおり提案を行ってください。

## 6 参加資格

次の条件のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 過去5年以内に、国の機関、地方自治体、独立行政法人、地方独立行政法人、その他公的な団体、または従業員約1,900名以上の民間企業における従業員の定着支援（離職防止、職場環境改善メンタルヘルス対策等を含む。）及びエンゲージメント向上に係る業務委託の受託実績を有すること。
- (2) この業務の総括責任者が5年以上の実務経験を有する者であること。
- (3) 委託業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 仕様書に示す業務内容を公正かつ的確に遂行しうる者であること。

## 7 事務を担当する所属

地方独立行政法人神奈川県立病院機構本部事務局

人事部人事課 担当 吉田

郵便番号 231-0005

所在地 神奈川県横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル4階

電話番号 (045)651-1233

## 8 参加申請

参加を希望する者は、次に掲げる書類に必要事項を記入の上、提出してください。なお、参加申請された場合であっても、契約の相手方として決定されるまではいつでも参加を辞退することができます。

### (1) 提出書類

- ①プロポーザル参加申請書（様式1）
- ②団体・会社概要書（様式2）
- ③受託実績一覧表（様式3）
- ④会社概要資料（貴社作成のパンフレット等）
- ⑤定款
- ⑥過去3年度分の決算書

### (2) 提出期限

令和8年6月8日（月）正午（必着）

※直接持参するか配達記録が残る郵便により、「7」に記載した事務を担当する所属に提出してください。

### (3) 参加申請の結果

令和8年6月9日（火）午後1時以降

「プロポーザル参加申請書（様式1）」の担当者欄に記載のEメールアドレスに「プロポーザル参加資格確認通知書（様式6）」を電子メールにより送付することにより通知します。

## 9 スケジュール

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) 参加申請締切    | 令和8年6月8日（月）正午まで    |
| (2) 質問等受付終了   | 令和8年6月8日（月）正午まで    |
| (3) 参加資格確認通知  | 令和8年6月9日（火）午後1時以降  |
| (4) 質問への回答    | 令和8年6月9日（火）午後1時以降  |
| (5) 企画提案書受付開始 | 令和8年6月9日（火）午後1時以降  |
| (6) 企画提案書受付終了 | 令和8年6月16日（火）正午まで   |
| (7) 審査委員会の開催  | 令和8年6月22日（月）午後2時以降 |
| (8) 結果通知      | 令和8年6月24日（水）以降     |

## 10 質問及び回答

### (1) 質問方法

質問は、下記お問い合わせフォームから送信してください。質問に対する回答については、このプロポーザルにおいて参加資格「有」とされた事業者全員に対して、お問い合わせフォームにご記入いただいたEメールアドレス又は「プロポーザル参加申請書（様式1）」の担当者欄に記載のEメールアドレスに電子メールで「質問回答書」を送付することにより行います。

《お問い合わせフォームアドレス》

[https://kanagawa-pho.jp/mailform/honbu\\_mfp04.html](https://kanagawa-pho.jp/mailform/honbu_mfp04.html)

### (2) 質問期限

令和8年6月8日（月）正午まで（必着）

(3) 質問回答予定日時

令和8年6月9日（火）午後1時以降

## 11 企画提案書の提出

「8」で「参加資格あり」として通知を受けこのプロポーザルへの参加を希望する者は、別添企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を提出してください。

- (1) 提出書類 別添企画提案書作成要領のとおり
- (2) 提出部数 別添企画提案書作成要領のとおり
- (3) 提出期間 令和8年6月9日（火）午後1時～令和8年6月16日（火）正午まで（必着）
- (4) 提出先 「7」に記載した事務を担当する所属
- (5) 提出方法 持参又は郵送
- (6) 提出書類の無効について

提出書類が「12 選定方法」の(4)に該当する場合は、参加を無効とする場合があります。

## 12 選定方法

(1) 選定方法

審査委員会を開催して審査を行い、委員の合計得点の平均点が最も高い提案を選定する（委員の合計得点の平均点8割を目安とし、事業者を選定しない場合がある。また、審査内容のうち、いずれか1項目でも0点の評価がある場合は、選定対象外とする。ただし、「現場負担軽減・追加提案」に関する項目については、この限りでない。）。ただし、最高点の提案が複数ある場合は、委員が協議のうえ決定する。

審査は、企画提案書及び事業者によるプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って事業者が口頭で説明すること（スライドを用いたプレゼンテーションを希望する場合、事前に「7」に記載した事務を担当する所属あてに、電子ファイルを送付してください。）。説明は15～20分程度とし、その後の委員との質疑応答は10分程度とする。

(2) 審査委員会

ア 日時

令和8年6月22日（月）午後2時以降（参加者多数の場合は、追加で開催する可能性があります）

開催時間は、企画提案書提出期限後に個別に通知します。

イ 開催場所

神奈川県横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル4階

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 会議室2

(3) 審査基準と配点

審査項目	審査内容	配点(点)
1 基本的事項 (10点)	過去実績	10

2 提案の内容に関する事項 (100点)	現状分析及び課題把握	20
	職員定着及びエンゲージメント向上支援	20
	管理職支援及びマネジメント向上支援	20
	組織改善・継続運用支援	20
	実施体制・推進方法	10
	現場負担軽減・追加提案	10
3 価格 (40点)	価格	30
	価格妥当性・費用対効果	10
1～3 合計		150

※評価点の考え方

基準	配点10点	配点20点	配点30点
高い水準で満たし、かつ特筆すべき点がある	10点	18～20点	26～30点
高い水準で満たしている	8～9点	15～18点	20～26点
満たしている	4～7点	7～14点	7～19点
満たしていない	1～3点	1～6点	1～6点
著しく不適當	0点	0点	0点

ただし、価格(30点)については、(最低提案価格÷当該提案価格)×30点で評価する。

(4) 参加が無効となる場合

次のいずれかの項目に該当する場合は、参加を無効とする場合があります。

- ア 参加資格要件を満たしていないもの。
- イ 提出期限、提出方法、提出先の全部又は一部が適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- オ その他、法人が無効と判断したもの。

(5) 選定結果の通知予定日

令和8年6月24日(水)以降

選定結果は、提案書を提出した全ての事業者に対して「企画提案提出書(様式4)」の担当者欄に記載のEメールアドレスに「提案書の評価結果等について(様式8)」を通知する。

なお、選定結果に対する一切の異議申立てには応じない。

### 13 契約手続き

- (1) 法人は、最優秀提案者をこの業務委託の第1位受託候補者とします。その場合に、契約金額は提案した見積金額以内とします。最優秀提案者は、法人と別途協議を行った上で再度見積書を提出し、法人が別途算定した予定価格の範囲内であった場合に、契約を締結します。
- (2) 最優秀提案者決定後であっても、第1位受託候補者が、前述の参加資格の無効となる条項に該当すると認められた場合又は法人と契約交渉が不調となった場合は、次順

位である者と契約交渉を行うことができるものとします。

- (3) 契約締結までに、「6」で定める参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

## 14 その他

- (1) 参加者がこのプロポーザルに関して要する費用については、参加者の負担とします。
- (2) このプロポーザルに係り提出された書類は、返却いたしません。  
また、提出された書類は、最優秀提案者の選定以外の目的には、参加者に無断で使用しないものとしますが、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合があります。
- (3) このプロポーザルに係る書類は、独自のノウハウに係る部分や個人情報に係る部分を除いて、受託者の了解を得ることなく公表する場合があります。
- (4) 選定後、参加者の会社名等は公表することとしますが、審査結果については、最優秀提案者以外は、参加者が特定されない方法で公表します。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 法人では、契約に係る予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の該当契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、この業務委託について契約する場合には、次の条文を設けています。

### (業者調査への協力)

第 条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する法人の事業年度から6事業年度の間は同様とする。

- (7) このプロポーザル及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (8) 書類等の提出、問い合わせ等は平日午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。